

FAQ

Q 料金改定の理由は何ですか？

A 駐輪場の運営は、利用者の皆さまからいただく利用料金により成り立っております（いわゆる「受益者負担」の考え方に基づいています）。近年、人件費の高騰により管理スタッフにかかる費用が増えているほか、電気代や資材費など物価の上昇によって照明・自転車ラック等の維持管理費が大幅に上がっています。そのため、従来の料金水準では運営を維持することが難しくなり、やむを得ず料金を改定することとなりました。

Q 料金を上げる前に、市の支出を減らす努力をしたのですか。

A 駐輪施設の再編等を行い、経費削減に努めてまいりました。それでもなお、維持管理経費の上昇分を賄いきれないため今回の改定を実施しました。

Q いままで市外の方は1.5倍だったのに、なぜ2倍になったのですか？そもそもなぜ市内と市外で料金が違うのでしょうか？

A 駐輪場の施設整備には市民の皆さまの税金も充てられています。そのため、市内居住者と市外居住者で料金に差を設けています。また隣接市の半数以上が2倍の料金となっているため市外利用者の料金倍率を1.5倍から2倍に見直しました。

Q 現在、駐輪場を利用していますが、改定後の料金は、いつから適用されるのでしょうか？

A 令和8年4月1日利用分から改定後の料金が適用となります。

Q 定期利用を新規に申し込みたいのですが、申込方法は変わりますか？

A 令和8年度分の駐輪場申込については従来どおりです。詳しくは事前受付のお知らせP5～P11をご覧ください。

Q 割引や免除制度はありますか？

A 従来どおり高校生以下は半額料金、免除に該当する方は料金が免除になります。

Q 支払い方法は変わりますか？

A 従来の支払い方法（1次、2次はクレジットカード可）に変更はありません。

Q 利用料金が変わったことに気づかずに利用の申し込みをしてしまったのですが、利用の取りやめはできますか？

A 納付期限までにお振込みされない場合は自動的にキャンセルとなります。また、お振込みをされた場合は、令和8年4月7日までに各区地域づくり支援課相談班・自転車政策課窓口にて還付申請いただければ全額返金いたします。（駐輪場管理棟による手続きは不可）

Q いま持っている回数券についてもすぐ使えなくなるのですか？

A 令和8年3月31日まではご利用いただけます。

Q 回数券について、利用可能期間（～R8.3.31まで）を過ぎた場合でも払い戻しはできるのか？

A 令和13年3月31日までに自転車政策課窓口にて還付申請いただければ、返金いたします。なお手続きにあたっては未使用分が2枚以上あり、かつ、領収書（回数券綴りの表紙）がある場合は未使用分の枚数から1枚差し引いた分を還付いたします。（駐輪場管理棟による手続きは不可）

Q 一時利用券の運用については変更ありますか？まとめて一時利用券を買うことは可能でしょうか？

A 一時利用券の運用に変更はなく、まとめて買うことも可能となります。（回数券のような1枚お得になる制度はありません）